共同報告書別表 日印要望事項一覧

(日本語仮訳)





インド側要望事項一覧

改善が見られた事項

- 日印双方における数次商用査証発給に際しての提出書類削減などの簡素化と発行プロセスの合理化
- 日印社会保障協定の早期発効
- 日印経済連携協定の枠組みにより設置されたビジネス環境整備等に関する小委員会の定期的開催

部分的に改善済、更なる改善が求められる事項

• インドで許可されている17の食品添加物の使用許可やエトキシキンの最大残留基準の 緩和、認証取得コストの削減(エトキシキンの最大残留基準が緩和された)

改善が求められる事項

- 非関税障壁の除去
- インドから日本への食品輸出、とくに海産物の輸出における試験、検査、記録管理手続きの合理化
- 医薬品分野における相互認証協定の締結による医薬品の適合性確認結果の相互受け入れ
 - ▶ 協定を締結することにより、日印両国が、他国における適合性確認結果を相互に受け 入れる。

- ▶ ジェネリック医薬品は日本市場の医薬品市場の12%を占めている。日本はインドのジェネリック医薬品に対して経済連携協定で内国民待遇を提供しており、ジェネリック医薬品による代替効果の可能性は高い。相互認証協定を締結することにより、相互に実施している試験手続きと基準を受け入れることが可能となる。複雑な認定手続きと言語障壁も、インド製品の輸出を阻んでいる。
- ▶ 日本政府は、全世界を対象に、審査・試験の所要期間を短縮した。独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)とインドの医薬品管理機構は、管理面での協力を強化すべきである。PMDAの規制基準に関するコンプライアンス・ワークショップは、インドの医薬品業界の行動規範策定にも貢献しうる。
- コンピューター・エンジニアに対する査証発給上の学歴要件の緩和
 - ➤ インド産業界は、IT、会計、金融サービス、インフラ関連サービス、法務サービス、 小売業、通信業、観光業、健康産業などに豊富かつ熟練した労働力を有している。日本政府は、インド政府に対しても専門家に対する査証発給の緩和を求めていることからも、インド人への査証発給に際し、経済力条件ならびに学歴条件を緩和すべきである。
 - ▶ とくに、インドのTier 1企業からの査証申請に対しては、招聘状原本の提出義務を緩和すべきである。
 - ▶ すでに商用査証の発給要件は緩和されており、本件は、日印CEPAの枠組みの「ビジネス環境整備等に関する小委員会」で議論・解決されるべきである。
- IT、ITES (IT enabled services)、専門職分野等のサービス部門の市場アクセスの実現
 - ▶ 成長を続けるインドのソフトウェア産業は、日本における外注文化の不在や、外国企業に対する複雑な契約審査手続き、受注までに長期間を要する商習慣などにより困難に直面している。日本企業は、標準的なソフトウェア開発ライフサイクル(SDLC)を採用せず、高レベルのカスタム化を求め、高いコストを支払っている。より多くのインド企業が日本のソフトウェア市場に参入するために、標準的な契約手法の周知が必要である。

- ▶ 本件は、日印CEPAの枠組みの「ビジネス環境整備等に関する小委員会で議論され、解決されるべきである。
- 日本の顧客にサービスが求められている弁護士や会計士などの専門職に対する資格の相互認証協定の導入
 - ➤ 本件は、日印CEPAの枠組みの「ビジネス環境整備等に関する小委員会で議論され、解 決されるべきである。
- 配当・特許使用料・技術サービス料に対する10%の源泉課税の廃止
 - ▶ 日本の国内法では、日本企業から非居住者へのサービス料の支払いに対する源泉課税の規定がない。しかし日印租税条約では、日本からインドへの技術サービス料の支払いについては10%の源泉課税の規定がある。
 - 通常、国際協定と国内法が並存する場合、より有利な規定を採用するが、日本との規定では、日印租税条約が日本の国内法に優先しており、利用者にとって、より不利な規定が採用されている。これに対応するためには、日本の国内法または日印租税条約の改定が求められる。
 - ▶ 本件は、日印税務当局間において日印租税条約の改定等を通じて解決されるべきである。

日本側要望事項一覧

改善が見られた事項

日印社会保障協定の発効

▶ 従来、企業等から相手国に一時派遣される被用者(企業駐在員等)について、日本とインド両国の年金制度への加入が義務付けられるために社会保険料の二重払いや、相手国の年金制度への加入期間が年金受給に必要な期間(インド10年、日本25年)を満たさず年金を受給できないという問題があった。2016年10月の日印社会保障協定発効で、派遣期間が5年以内の一時派遣被用者は、原則として派遣元国の年金制度にのみ加入することになるほか、両国での保険期間を通算してそれぞれの国における年金の受給権を確立できるようになった

• 外資規制(不動産分野ならびに小売業への投資制限)の緩和

- ➤ 不動産の分野では、外資出資が100%まで認められているタウンシップ、都市・地域のインフラ、住居、商業施設、ホテル、病院、道路・橋、教育機関、リゾート、娯楽施設に関する土地開発・建物建設プロジェクトについて、500万ドルの最低投資額をプロジェクト開始後6ヵ月以内にインド国内に持ち込むことと、建設プロジェクトの場合は、床面積2万平方メートルを開発の最低規模とするという2つの条件が撤廃された。
- 小売業の分野では、シングルブランドであれば出資比率の多寡にかかわらず、政府の 承認なしに小売りおよび電子商取引での販売が可能になるとともに、外資出資比率が 51%を超える場合、シングルブランド小売業への国内製品調達の規制も緩和された。 (製品調達額の30%をインド国内からとすることが求められているが、この取り扱い

について「事業開始後、最初の5年間は製品調達総額の平均で30%を達成すればよいが、その後は毎年達成が要件」となっており、その起算タイミングが、従来「投資年の4月1日から」となっていたのが「1号店の開業時から」に変更された)

破産・倒産法の制定

➤ 従前、インドには倒産処理の法制が存在せず、円滑かつ迅速な倒産処理が困難であるとされてきた。2016年8月に施行された2016年破産・倒産法(The Insolvency and Bankruptcy Code, 2016)は、倒産処理の円滑化、迅速化等を目的としており、不良債権処理に費やす期間を180日間とし、延長は1回のみで90日間(合計で最長270日間)としている

• チェンナイ工業地帯周辺ならびに港湾アクセス道路の改善

▶ チェンナイSEZからエンノール港への道路の拡張、整備が行われ、貨物運搬時間の 短縮ならびに運搬時の揺れ低減による品質維持が可能となった

部分的に改善済、更なる改善が求められる事項

• 「ビジネス環境の整備に関する小委員会」の定期的開催

> 2011年に発効した日印包括的経済連携協定 (IJCEPA)に基づき設置された「ビジネス環境の整備に関する小委員会」が、本年7月、2012年10月の第1回会合以来4年ぶりに開催された。今後も日印の民間が参加する形で、毎年、定期的に開催する

物品サービス税(GST)の導入

▶ 物品・サービス税(GST)導入に向けた憲法改正案が2016年8月、上院・下院で可決された。インド政府は2017年4月のGST導入を目指しているが、今後、全29の州議会のうち過半数15州での承認を経て、国会・州議会での法案可決が必要となるほか、GSTの税率自体も未定である。事業者の納税負担の軽減、手続きの簡素化・透明化等の観点からの適切な制度設計及び制度の早期且つ円滑な導入を実現する

- 国際電気標準会議 (IEC) が定めた方法での電気・電子製品検査データの受け入れ
 - ▶ 現在インドでは、一部の電子製品のみCBレポート(IEC規格に基づいて行われた電気機器の安全性試験結果を記した適合性証明書)が活用されているが、二次電池などの強制登録制度(Compulsory Registration Order)対象製品については、インド国内の指定機関での検査が必要とされ、試験機関のキャパシティ不足や突然の業務停止等により、他国と比べ審査・試験に長時間を要していることから、強制登録制度対象製品についてもCBレポートのデータ活用を認めるべき。特に二次電池については、インド国内での試験期間が長期にわたっている
- 数次商用査証・就労査証の取得の円滑化、必要書類の削減等手続きの簡素化 数次商用査証については、16年6月に最長有効期間が10年に延長されたが、現時点では 出張者用の商用査証は1年のものしか発給されない等の指摘がある。また、就労査証の 申請、赴任後の外国人登録手続きとその更新において、担当者ごとに要求書類が異なる などの問題があり、添付書類の削減・簡素化を含め手続きの迅速化と透明性の確保を図 る

改善が求められる事項

土地収用法の改正

- ▶ 現行の土地収用法では、70~80%の地権者の同意取得や、社会影響調査を義務付けており、収用が進んでいない。モディ政権では、大統領令(国会閉会中に立法化が必要な場合、内閣の要請に応じて大統領が発せられる)を発令し、収用の円滑化を図る土地収用法改正案に効力を持たせる対応を行ってきたが、制度の安定性を確保する観点から、土地収用法案の早期成立を図る
- <u>各種税制の整理・合理化、国際整合性の確保(移転価格税制、サービス税、配当分配税</u> 等)
 - ▶ 恒久的施設(PE)課税、移転価格税制、については、ビジネスの実態から乖離してい

- ることで現地法人の円滑な運営の障害となっていることから、整理・合理化する
- ▶ ブラックマネー課税法(非開示の国外所得および国外資産への課税について規定する法)では、駐在員の取り扱いにおいて、国外資産の評価方法などが不透明であり、法の趣旨に鑑み外国人を本法の対象とすることの妥当性を含め改善する
- ▶ 配当分配税については、インド法人が配当を決議した際、同税に基づき約20%課税されるが、インドのみの特殊な税制であり、配当源泉税へ変更する
- ➤ SEZにおける最低代替税の課税、ならびにニムラナ工業団地における土地リース料へのサービス税の課税について、迅速な解決を図る
- ▶ デリー準州のディーゼル車規制では、最高裁判決により1%の環境税の追加支払いと されたが、同規制を撤廃する
- 行政機関による処分等に関する手続きならびに命令等策定手続きに関する共通事項を定 める「行政手続法(Administrative Procedure Act)」の制定による行政手続きの公平・ 透明性、予見可能性確保
 - ▶ 申請に対する処分(審査基準や標準処理期間の設定・公表、拒否処分の際の理由開示等)、不利益処分(処分基準の設定・公表、聴聞等の事前手続き等)、届出(到達主義原則による効力発生等)、パブリックコメント(政省令等の案を事前に公表し、広く国民から意見を募集する制度)などを内容とする「行政手続法」を制定する
- <u>税務行政に関する手続きを定める国税通則法の制定ならびに同様の州法の制定を通じた</u> 税務手続きの改善
 - ▶ 税務行政の公正な運営と適正化を図るべく、納税義務の確定、課税と徴収の期間、還付手続き、更正・決定等の期間制限、不服審査など、税務行政に関する手続きを定める国税通則法(Act on General Rules for National Taxes)の制定ならびに同様の州法を制定する
- インフラ整備の促進ならびに入札制度の改革
 - ▶ 日本企業を含む外国企業のインフラ事業参入を拡大すべく、総合評価落札制度の導

入・拡充、PPPにおける政府保証の付与等の官民のリスク・役割分担の合理化・適正化、一社入札の是認、プロジェクト全体を通じた一括入札の実施等、質の高いインフラ整備の促進に向け、入札制度を改革する

• 知的財産権法制の運用合理化と国際的整合性の確保

- ▶ 2002年インド特許法には、第83条~第94条に、強制ライセンスにかかわる規定がおかれており、特許証捺印の日から3年を経過後、利害関係人は、①特許発明に関する公衆の合理的な需要が充足されていない(例:インド国内の患者に行き渡るだけの薬剤が販売されているかどうか)、②特許発明が合理的な価格で公衆に利用可能でない(例:インドー般公衆の手が届く価格で販売されているかどうか)、③特許発明がインドの領域内で実施されていない(例:インド国内で製造されているかどうか)の3点を理由に強制ラインセンスの付与を特許庁長官に請求できる。しかし、強制ライセンスの頻発は、対インド投資意欲を削ぐことになりかねず、インド政府は、同制度を見直す
- ➤ インドに特許出願を行った場合には、特許法第8条に基づき、外国出願の情報をインド特許局に提出する必要があり、本規定への違反は、特許取り消しの対象となる。これは他国にはない制度であり、提出義務を廃止すべき。また、特許法第146条により、原則として年1回、特許発明の実施状況について特許局に報告する義務がある。報告内容が、強制実施権設定の是非を当局が判断する際の証拠として採用されることもあり、特許権者ならびに実施権者への負担が大きく、廃止すべき。
- ▶ 特許出願後、審査人から出願者に対して出願時に提出した全ての出願情報の提出を再度求められるが、インド政府は電子申請を奨励しており、2012年以降の出願内容は紙媒体で提出した出願情報も全て電子化されシステムに登録されており、審査人は適宜閲覧できる状態にあるため、書面での再度の提出を求めるべきではない。
- ▶ インド政府が2011年より特許審査の迅速化を図り審査期間が3~5年程度に短縮された一方で、2010年以前に出願した特許については申請後5年以上も登録証が発行されない案件があり、早期に滞留を解消する
- ▶ 特許局が2011年来導入を検討している実用新案制度については、無審査登録主義で

制度導入すべきでなく、保護対象の明確化、要件の厳格化、権利行使時の権利者の 義務の明確化、検索の容易化等につき、慎重な制度設計と適切な運用体制を構築す る

• 資金調達の合理化と国際整合性の確保

- ▶ 事業活動(調達)円滑化のための短期融資は重要な資金調達手段であり、インドでは、対外商業借入は最も有効な手段の一つとなっているが、外貨で資金を調達する場合、インド準備銀行の規制により、5000万ドル以下の借入は最低借入期間を3年以上、5000万ドル超の借入は5年以上の最低借入期間となっており、同時に100%の為替リスクヘッジ条件が義務付けられており、これらの規制を見直す
- ▶ また、株主またはDirectorが共通の場合、Group Loan規制として、グループ会社間での貸付・借入による資金の融通が規制されており、その見直しを行う

ジャパンプラスの機能強化

▶ 「日本からの投資を促進するためのシングルウィンドウ」としてのジャパンプラスが、2014年10月にインド商工省内に設置されるとともに、ジャパンプラスから提案された案件をとりあげ、関係省庁の連携を図り、投資認可等のプロセスをモニタリングするために、内閣次官を議長とし、商工省・財務省・外務省・鉄道省・都市開発省・通信IT省などの次官をメンバーとする「コア・グループ」が設置されており、これらを通じた課題解決の促進と一層の機能強化を実現する

• マルチブランド小売業規制の緩和

- 現状、複数のブランドを取り扱う小売業は、州政府の合意を条件に、外資51%を上限に認められているが、外資上限規制の見直しとともに、次のような要件の緩和等を図る
- ・ 最低投資額を1億ドルとする
- ・ 最初の投資から3年以内に、外国直接投資額の最低50%を土地購入や賃貸費用以外のインフラ整備(製造・包装・流通・倉庫の整備など)に投入する

- ・製品調達額の30%をインド国内の小規模産業(工場・設備への投資額が200万ドル以下)から調達する。この目標は、事業開始後、最初の5年間は製品調達総額の平均で30%を達成すればよいが、その後は毎年達成する必要がある。また、その起算タイミングは、従来「投資年の4月1日から」となっていたが、「1号店の開業時から」に変更された
- ・ 店舗は2011年国勢調査で人口100万人以上の都市あるいは当該州政府に決められた都 市に開設する 等
- ・ 現時点で総合小売業の参入に合意している13州等は次のとおり:アンドラ・プラデシュ州、アッサム州、デリー準州、ハリヤナ州、ヒマーチャル・プラデシュ州、ジャンムー・カシミール州、カルナータカ州、マハラシュトラ州、マニプール州、ラジャスタン州、ウッタラカンド州、ダマン&ディウ連邦直轄地、ダードラ・ナガルハベリ連邦直轄地

日印民生用原子力協定の締結

▶ 昨年12月の安倍総理訪印時に両国政府間で原子力の平和的利用における協力のための協定につき合意し、必要な国内手続きに関わるものを含め、技術的な詳細が完成した後に署名されることとしており、その早期実現を図る

2013年会社法第135条1項(CSR条項)の見直し

- ▶ 同項は、純資産が50億ルピー以上、総売上高が100億ルピー以上、または純利益が5000万ルピー以上のいずれかの条件を満たす全ての会社は、CSRポリシーを定めるために3人以上の取締役が参加するCSR委員会を設置し、取締役会に報告し、当該企業の直近3年度の税引き前平均純利益の2%相当額をCSR活動費に支出するよう定めている。
- ▶ 欧米等では、米国、英国、東欧諸国などで企業寄付やCSR支出を促すために税制で 支援している事例はあるが、企業統治の根幹に関わる会社法でCSR支出を強制する 例はなく、同条項を廃止する

• 銀行に対する優先貸出分野への貸出規制の緩和

- インドでは、商工省のガイドラインにより銀行業への投資は49%までが自動認可、 49%から74%以下までが政府の事前承認により投資可能となっている。
- ➤ インド準備銀行は、2013年、「Framework for setting up of Wholly Owned Subsidiaries by Foreign Banks in India」を発表し、外国銀行の100%子会社の設立を認めた。また、既存の外国銀行支店が「Framework」を活用し100%子会社に転換すれば、インド国内への出店が自由化されることとなった。
- ▶ しかしながら、インド準備銀行は、農村部や中小企業などの優先貸出分野に対する貸付(Priority Sector Lending)を強化すべく、(Master Circular (回状) やnotification (告示))を出しており、インド国内の民間銀行の場合、優先貸出分野規制は33%だが、上記「Framework」を活用した100%外国銀行子会社の場合の規制は40%とされており、これらを見直す

国民皆ID制度の使途拡大

- ▶ 2014年2月以来、インド通信IT省と総務省との間で、わが国企業も参加して日印合同 ICT部会が開催されており、その議論の一環として、社会的課題解決のためのICT利活 用の手段として、国民IDアプリケーションプラットフォームプロジェクトの議論が進 んでいる。
- ▶ 同部会において、インド社会保障制度改革のために導入されたインドの国民皆 I D (UID) 制度の使途拡大に、引き続き日印官民が協力して取り組む

プラスチック廃棄物規制の国際整合性の確保

▶ また、電子・電気機器製品の包装材として使用するプラスティック材の事前登録、登録番号の表記が課せられており、通常より厚い材質が要求されている。これらの規制の廃止、もしくは欧米等の基準との整合化を図る。

以上